



## 「複雑化する年末調整」 配偶者の記載に気を付けて！

今年も残すところ2カ月、各社では年末調整の準備を始めている時期ではないでしょうか？  
今年も配偶者控除等の大幅な改正で、年末調整も複雑になっています。  
改正点と注意事項をおさらいしておきましょう。



### 配偶者特別控除の 控除額拡大！

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が「38万円超123万円以下」に拡大されました。

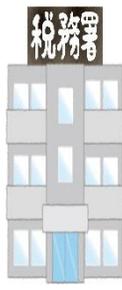
配偶者の収入が給与所得だけであれば、収入ベースで約201万円までは配偶者特別控除の適用が受けられます。(月額に換算すると、なんと16万円超でも控除対象者に！)

例えば、月20万円の給与収入がある人も年の途中で就職したり、退職したり、産休・育休を取得した場合、控除対象になる可能性があります。注意が必要です。

今までは適用外だった従業員が、改正を知



らないまま申告書を出さない可能性がりますのでしっかりとした説明が必要です。



### 従業員から提出を受ける書類の変更

従来の「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」が2枚に分かれました。配偶者控除等を受けようとする従業員は、合計3枚の書類を提出することになります。(下表)

また、配偶者控除等申告書(右上に「配」マークのある用紙)には従業員自身と配偶者の平成30年の見積所得金額を記入しなければなりません。

(収入と所得は異なるので、用紙記載の所得の計算方法を参照すること)

表

### 提出書類

- ① 扶養控除等申告書 **扶** マークの用紙
- ② 保険料控除申告書 **保** マークの用紙
- ③ 配偶者控除等申告書 **配** マークの用紙

### 申告書は 自己責任で！

ここまで複雑化した年末調整において、会社や年調整の委託先で個人別の情報を全て把握したり、確認作業を何度も行うことは不可能です。  
従業員からの正確な申告が無ければ、正しい年末調整はできません。

配偶者の所得(収入と混同しない!) 扶養親族の生年月日、寡婦・障害・勤労学生、国民年金、健康保険料。すべて申告書に正しく記入してもらってください。

### 漏れていた！損をした！ 年末調整のやり直し！

そんな事無いように、従業員に「申告書への記入、記入漏れは自己責任である」と、あらかじめきちんと説明し、申告書の全ての項目に責任をもって記入してもらうことが大切です。

## 介護事業所の認証制度

厚生労働省は、介護現場の人手不足が深刻なことから、「働きやすさ」に焦点をあてた「介護事業所の評価・認証制度」を全国で始めることを明らかにしました。今年度中にガイドラインを策定し、来年以降の実施を目指す予定です。



認証制度の有無など17項目において、事業所がどの程度満たしているかを審査するもので、審査にパスすれば「認証事業所」としてホームページなどで公表する仕組みを検討しています。審査は民間の各事業所が申請する必要があります。

### 雑感

先日、たまたま通りかかった服屋のディスプレイに紺色の服が飾っていたので、気になりに店に入るとその服を見て「この店員さんが「この前入ってきたばかりの服で、一色しかないんです。」と言っていたので、その後しばらく話をしていると「実は紺色のほかに黒色があるんです。でも、日本に2着しかない」と、店の奥に隠しているんです。」と教えてくれました。そもそも服を買うかどうかを決めていなかったのですが、そう言われると買ってしまうかも、ネット販売したら、バレルですね。おそろく。(山本)

